

## 事業主による労災保険給付取消訴訟の棄却は当然（談話）

2024年7月5日

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
事務局長 秋山 正臣

最高裁第一小法廷（裁判長・堺徹裁判官）は7月4日、療養補償給付支給処分（不支給決定の変更決定）の取消、休業補償給付支給処分の取消請求事件について、原判決を破棄する判決を行った。いのちの健全国センターは、最高裁第一小法廷の判断を歓迎する。

原判決（東京高裁）は、事業主に対し、労災給付の取消を求めることができる原告適格を有するとしていた。これに対し最高裁は、明らかな法令の違反があるとして原判決を破棄したものである。

そもそも本訴訟は、労災給付によって労働保険料が増額されたことを不服とし、事業主が労災給付の取消を求めた訴訟である。争点となったのは、事業主が自らの事業場で発生した労災事故に対する給付の取消を求めることができるかどうかであった。

最高裁は判決理由として、次のように判示している。

労災保険法は、労災保険給付の支給又は不支給の判断を、その請求をした被災労働者等に対する行政処分をもって行うこととしている。これは、被災労働者等の迅速かつ公正な保護という目的に照らし、労災保険給付に係る多数の法律関係を早期に確定するとともに、専門の不服審査機関による特別の不服申立ての制度を用意することによって、被災労働者等の権利利益の実効的な救済を図る趣旨に出たものであって、特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎となる法律関係まで早期に確定しようとするものとは解されない。

徴収法は、労災保険率について、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとした上で、特定事業の労災保険率については、基準労災保険率を基礎としつつ、特定事業ごとの労災保険給付の額に応じ、メリット収支率を介して増減し得るものとしている。これは、上記財政の均衡を保つことができる範囲内において、事業主間の公平を図るとともに、事業主による災害防止の努力を促進する趣旨のものであるところ、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額を特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とすることは、上記趣旨に反するし、客観的に支給要件を満たすものの額のみを基礎としたからといって、上記財政の均衡を欠く事態に至るとは考えられない。そして、前記2の労働保険料の徴収等に関する制度の仕組みにも照らせば、労働保険料の額は、申告又は保険料認定処分の時に決定することができれば足り、労災支給処分によってその基礎となる法律関係を確定しておくべき必要性は見いだし難い。

したがって、特定事業の事業主は、上記労災支給処分の取消訴訟の原告適格を有しない

というべきである。

以上の判決理由からも明らかなおり、労災給付の取消につながるような事業主の申立は認められないことは当然である。

ただし、こうした問題が起こる背景には、労災保険料のメリット制の問題がある。労災保険料のメリット制には多くの問題がある。以前にも指摘しているが、労災保険料のメリット制については、廃止をすべきといわざるを得ない。

いの健全国センターは、被災者の権利を守るとともに、労災事故の防止に向け、引き続き奮闘する決意である。

以上